

指定法人業務に関する費用負担の考え方について（案）

令和2年12月

1. 従前の整理

(1) 自動車リサイクル法における規定

自動車リサイクル法（以下、「法」という。）においては、自動車リサイクル制度の運営において重要な役割を担う指定法人である資金管理人、情報管理センター及び指定再資源化機関（いずれも（公財）自動車リサイクル促進センターが既に指定されている）の業務運営に必要な費用について、以下のとおり規定され、あるいは運用されている。

① 資金管理人

資金管理人の行う資金管理業務に要する費用については、再資源化等預託金とは別に資金管理料金として自動車所有者に対して請求することが可能となっている。

加えて、資金管理業務に要する費用には特定再資源化等預託金（以下「特預金」という。）を充てることができることと規定されている。

② 情報管理センター

情報管理センターの行う情報管理業務に要する費用については、再資源化等預託金とは別に、情報管理料金として自動車所有者から資金管理人経由で得ることとなっている。

加えて、情報管理業務に要する費用には特預金を充てることができることと規定されている。

③ 指定再資源化機関

指定再資源化機関はセーフティーネット機能として様々な業務を行うが、例えば、法第106条第1号に規定する小規模事業者から委託を受けて再資源化等を行う業務に要する費用は当該事業者からの委託費用で賄い、同条第2～5号に規定する自治体等への出えんなど離島・不法投棄対策事業等に必要な原資については、特預金を活用することとなっている。

(2) 自動車製造業者等の役割

他方、自動車製造業者及び輸入業者（以下、「自動車製造業者等」という。）が自動車リサイクル制度において中心的な役割を果たすべき存在として指定法人業務に必要な一定のコストを負担することについては、過去の審議会等における議論において関係者の共通理解となっており、自動車製造業者等はこの共通理解に基づき、当該法人のイニシャルコスト及び一定のランニングコストを自主的に負担してきたところ。

2. 今後の費用負担の考え方

今後の資金管理業務及び情報管理業務に必要なランニングコストの負担に関する考え方については、法施行15年目を迎え、制度が安定的に運用されている現状を踏まえ、以下のとおり整理する。

(1) 自動車所有者の負担（資金管理料金及び情報管理料金）

資金管理料金及び情報管理料金については、自動車所有者が法に基づき負担するものであることから、今後も引き続き、当該料金をもってそれぞれ資金管理業務及び情報管理業務に必要なランニングコストに充てることが適当である。ただし、特預金が、離島・不法投棄対策や将来の情報システムの大規模な改造等の指定法人業務への出えん等のために留保すべきと考えられる額を超えて相当程度存在する場合には、特預金の中長期計画も踏まえた上で、特預金の一部を資金管理業務及び情報管理業務に必要なランニングコストに充てることによって資金管理料金及び情報管理料金を割り引く等により自動車所有者の負担を低減することが考えられる。

(2) 自動車製造業者等の負担

自動車製造業者等は、自動車リサイクル制度における中心的な役割を果たすべき存在として、引き続き、指定法人業務に必要な費用面も含めた制度運営の安定化に対する支援を行う役割がある。

一方で、今後、再資源化等預託金のうち自動車製造業者等が資金管理法人に請求しないとしている余剰部分が特預金となるなど、特預金の残高が更に増加する見込みであることから、特預金が、離島・不法投棄対策や将来の情報システムの大規模な改造等の指定法人業務への出えん等のために留保すべきと考えられる額を超えて相当程度存在する場合には、特預金の中長期計画も踏まえた上で、これまで自動車製造業者等が負担していた指定法人業務のランニングコストに特預金を充て、自動車製造業者等からの自主的な拠出を休止することが考えられる。

ただし、将来的に、資金管理料金及び情報管理料金の割引等の自動車所有者の負担軽減措置の実施状況も勘案しつつ、特預金を本制度において必要な使途に活用したうえで、指定法人業務を安定的に運営できないと判断される場合には、自動車製造業者等が自動車リサイクル制度における中心的な役割を果たすべき存在として、指定法人業務に必要な一定のランニングコストに対する自主的な拠出を再開することが適当である。